

原管発官 R1 第 210 号

令和 2 年 3 月 30 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小 早 川 智 明

福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和 56 年 5 月 7 日付 56 資庁第 4427 号をもって認可を受け、昭和 56 年 8 月 20 日付 56 資庁第 10448 号、昭和 57 年 1 月 26 日付 56 資庁第 17611 号、昭和 57 年 10 月 2 日付 57 資庁第 11479 号、昭和 58 年 3 月 30 日付 58 資庁第 3371 号、昭和 58 年 8 月 29 日付 58 資庁第 11793 号、昭和 59 年 9 月 25 日付 59 資庁第 10915 号、昭和 59 年 11 月 2 日付 59 資庁第 12589 号、昭和 60 年 6 月 20 日付 60 資庁第 7424 号、昭和 60 年 7 月 2 日付 60 資庁第 8744 号、昭和 61 年 7 月 28 日付 61 資庁第 8658 号、昭和 61 年 9 月 11 日付 61 資庁第 11238 号、昭和 62 年 8 月 21 日付 62 資庁第 10524 号、昭和 63 年 2 月 4 日付 62 資庁第 16333 号、昭和 63 年 9 月 1 日付 63 資庁第 9453 号、平成元年 3 月 31 日付元資庁第 3496 号、平成元年 6 月 27 日付元資庁第 6829 号、平成 2 年 3 月 23 日付 2 資庁第 1878 号、平成 4 年 12 月 3 日付 4 資庁第 10625 号、平成 5 年 10 月 7 日付 5 資庁第 9765 号、平成 6 年 2 月 28 日付 6 資庁第 126 号、平成 6 年 10 月 7 日付 6 資庁第 10356 号、平成 7 年 2 月 23 日付 7 資庁第 1199 号、平成 7 年 9 月 7 日付 7 資庁第 8714 号、平成 8 年 6 月 14 日付 8 資庁第 6099 号、平成 8 年 6 月 25 日付 8 資庁第 7478 号、平成 8 年 10 月 11 日付 8 資庁第 9732 号、平成 9 年 1 月 31 日付平成 09・01・09 資第 10 号、平成 9 年 4 月 7 日付平成 09・03・13 資第 29 号、平成 9 年 9 月 30 日付平成 09・07・22 資第 15 号、平成 11 年

9月8日付平成11・07・23資第19号, 平成12年6月12日付平成12・05・19資第3号, 平成13年1月5日付平成12・08・03資第4号, 平成13年2月20日付平成13・02・15原第1号, 平成13年3月30日付平成13・03・23原第17号, 平成13年10月10日付平成13・09・11原第4号, 平成13年5月7日付平成14・04・01原第12号, 平成14年6月20日付平成14・06・05原第12号, 平成14年8月28日付平成14・07・12原第8号, 平成14年10月30日付平成14・10・18原第15号, 平成14年12月24日付平成14・11・15原第6号, 平成15年7月23日付平成15・06・30原第49号, 平成15年10月3日付平成15・09・01原第3号, 平成15年12月17日付平成15・11・17原第10号, 平成16年5月24日付平成15・12・24原第25号, 平成16年6月18日付平成16・05・28原第37号, 平成17年4月4日付平成17・03・16原第3号, 平成17年5月20日付平成17・04・20原第24号, 平成17年7月27日付平成17・07・12原第7号, 平成17年8月22日付平成17・08・08原第26号, 平成17年9月16日付平成17・09・01原第6号, 平成17年11月28日付平成17・11・09原第4号, 平成18年2月22日付平成18・01・27原第16号, 平成18年7月18日付平成18・06・30原第20号, 平成18年11月28日付平成18・11・13原第22号, 平成19年1月24日付平成18・12・22原第9号, 平成19年3月19日付平成19・03・05原第10号, 平成19年7月9日付平成19・06・22原第9号, 平成19年8月31日付平成19・07・31原第17号, 平成19年12月13日付平成19・09・28原第39号, 平成19年12月13日付平成19・11・30原第13号, 平成19年12月25日付平成19・12・14原第10号, 平成20年4月17日付平成20・04・03原第13号, 平成20年6月17日付平成20・05・29原第18号, 平成20年8月22日付平成20・07・11原第27号, 平成20年12月12日付平成20・10・31原第13号, 平成21年2月12日付平成21・01・28原第11号, 平成21年6月8日付平成21・05・22原第6号, 平成21年11月25日付平成21・10・30原第10号, 平成22年1月22日付平成21・12・16原第8号, 平成22年6月14日付平成22・05・26原第2号, 平成23年11月28日付平成23・04・28原第14号, 平成24年4月11日付平成24・03・15原第20号, 平成24年4月19日付平成24・01・13原第15号, 平成24年9月6日付20120810原第44号, 平成25年8月12日付原管B発第1308123号, 平成26年1月22日付原管B発第1401221号, 平成26年3月20日付原規規発第1403203号, 平成26年7月23日付原規規発第1407235号, 平成27年6月10日付原規規発第1506109号, 平成27年6月12日付原規規発第1506122号, 平成28年1月7日付原規規発第1601077号, 平成28年3月3日付原規規発第1603032号, 平成28年3月24日付原規規発第16032419号, 平成28年12月5日付原規規発第1612051号, 平成29年4月3日付原規規発第1704035号, 平成29年8月16日付原規規発第1708161号, 平成31年1月30日付原規規発第1901302号及び平成31年3月27日付原規規発第1903276号で変更認可を受けた福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を, 別添の福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する(ただし, 下線は含まない)。

## 2. 変更の理由

### (1) 原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

当社は、2017年7月10日の原子力規制委員会における、原子力発電事業に取り組む上での7つの基本的な考え方に関する意見交換の内容をふまえ、同年8月25日、原子力規制委員会に回答文書を提出した。回答文書の内容を保安規定に反映するため、関連する保安規定条文の変更及び別添の追加を行う。

- ・第2条（基本方針）
- ・第3条（品質保証計画）
- ・別添（2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書）

## 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以上

別 添

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(中略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条            発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(中略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条            発電所における保安活動は、<u>原子力事業者としての基本姿勢（当発電所にかかわるものに限る）に則り</u>、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。  <u>保安活動における原子力事業者としての基本姿勢は、以下のとおり。</u></p> <p><b>【原子力事業者としての基本姿勢】</b>  <u>社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓う。社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</u>  <u>その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、地元をはじめ関係者に対して理解を得ながら、廃炉を最後までやり遂げていく。</u></li> <li><u>2. 福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な資金を確保していく。</u></li> <li><u>3. 安全性をおろそかにして経済性を優先することはない。</u></li> <li><u>4. 世界中の運転経験や技術の進歩を学び、リスクを低減する努力を継続していく。</u></li> <li><u>5. 原子力発電所の安全性を向上するため、現場からの提案、世界中の団体・企業からの学びなどによる改善を継続的に行っていく。</u></li> <li><u>6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担っていく。</u></li> <li><u>7. 良好な部門間のコミュニケーションや発電所と本社経営層のコミュニケーションを通じて、情報を一元的に共有していく。</u></li> </ol> <p><u>※：上記「原子力事業者としての基本姿勢」の作成にあたり、別添に示す「2017年8月25日原子力規制委員会提出文書」を参照している。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更</p>

## 福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 章 品質保証</p> <p>(品質保証計画) 第 3 条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント</p> <p>(中略)</p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般</p> <p>(中略)</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 品質保証</p> <p>(品質保証計画) 第 3 条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント</p> <p>(中略)</p> <p>b) <u>基本姿勢及び</u>品質方針を設定する。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般</p> <p>(中略)</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに<u>基本姿勢</u>、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>原子力規制委員会 への回答文書の反 映に伴う変更</p>

## 福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p data-bbox="587 1066 685 1102"><u>(なし)</u></p>	<p data-bbox="1409 842 2561 892"><u>別 添 2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書</u></p> <p data-bbox="1863 1010 2110 1060"><u>(第2条関連)</u></p>	<p data-bbox="2626 205 2834 352">原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p style="text-align: center;"><u>『原子力事業者としての基本姿勢』作成の元となった2017年8月25日 原子力規制委員会に提出した原文</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;"><u>2017年8月25日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>原子力規制委員会 殿</u></p> <p style="text-align: right;"><u>東京電力ホールディングス株式会社</u> <u>代表執行役社長 小早川 智明</u></p> <p style="text-align: center;"><u>本年 7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答</u></p> <p><u>1. はじめに</u></p> <p><u>当社が起こした福島原子力事故により、私たちは、支えて下さった地元の皆さまに塗炭の苦しみを与えました。事故を起こした当事者の代表として、私は、このような事故を二度と起こさないと固く誓い、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げるため、自ら判断し、実行し、説明する責任を果たしてまいります。</u></p> <p><u>福島の方からは、当社が福島第一原子力発電所の廃炉を安全にやり遂げることについて、強いご要請を頂いています。廃炉の過程には、処理水をどう取り扱うのか、放射性廃棄物をどう処分するのか、などの課題があると認識しています。</u></p> <p><u>新潟の方からは、福島原子力事故の教訓を安全対策等に結びつけるための徹底的な検証を行うことについて、強いご要請を頂いています。</u></p> <p><u>こうした地元のご要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、私をはじめ経営層が地元へ足を運び、対話を重ね、地元の思いに配慮しつつ責任を果たすことが、私たちの主体性と考えています。</u></p> <p><u>なお、福島第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所の今後についても、同様に経営としてしっかり検討・判断してまいります。</u></p> <p><u>これまで、当社は、社外に向かって当社の考えをお伝えし、行動を起こしていく姿勢に欠けていたものと自覚しています。同様に、社内においても、こうした姿勢の欠如に起因する部門間のコミュニケーションの悪さが、組織の一体感のなさや対外情報発信の至らなさを招いたものと反省しています。このため、私は、組織の縦割りや閉鎖性を打破することにより、社内外に開かれた組織をつくってまいります。</u></p> <p><u>また、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げることと、終わりなき原子力の安全性向上に取り組むことは、当社自身の責任であると改めて自覚します。トップである私が先頭に立ち、現地現物主義で自らの頭と手を使い、主体性を持って様々な課題をやり遂げる企業文化を根付かせてまいります。</u></p> <p><u>原子力の安全に対しては、社長の私が責任者です。私はこの責任に決して尻込みしません。この責任を果たすにあたり、協力企業を含め、私とともに安全を担う現場からの声を、トップである私がしっかり受け止め、原子力安全の向上のための改革を進めます。同時に、こうした取組の中で、私の責任で現場のモチベーションを高めていくことも実施してまいります。</u></p> <p><u>会長以下の取締役会は、原子力安全監視室、原子力改革監視委員会をはじめとする、原子力の専門家からの指導、助言も踏まえ、私が先頭に立って進める執行の取組を監督する役割を果たしてまいります。</u></p> <p><u>こうした決意の下、7月10日の貴委員会における各論点に関して、以下の通りお答えします。</u></p> </div>	<p>原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更</p>

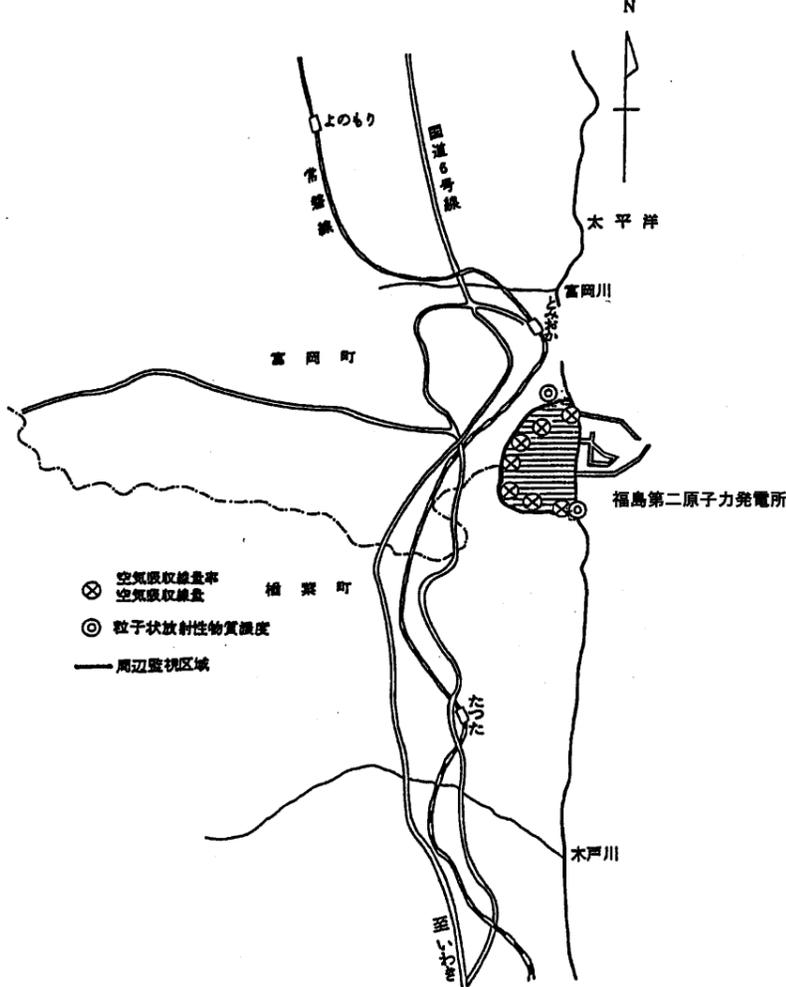
福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><u>2. 各論点に対するご回答</u></p> <p><u>① 福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格は無い</u></p> <p><u>福島第一原子力発電所の廃炉は、国内外の叡智や、地元をはじめ多くの関係者のご協力を得つつ、当社が主体となり進めます。貴委員会の「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」で示されたリスクの低減はもとより、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めます。</u></p> <p><u>福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、進捗に応じて、地元の方々の思いや安心、復興のステップに配慮しつつ、当社は、主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟です。</u></p> <p><u>これまでの地元の方との対話から、私が感じているのは、風評被害の払しょくに向けた当社の取組は不十分であり、これまで以上に努力して取り組む必要があるということです。当社は、風評被害の対策について、誠意と決意を持って取り組んでまいります。</u></p> <p><u>今後、当社は、風評被害に対する行動計画を作成し、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の場をはじめ、あらゆる機会を捉え、ご説明してまいります。行動計画の作成にあたっては、これまで取り組んできた以下の項目に留まらず、地元の方々のご意見を伺い、幅広く検討してまいります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>福島第一廃炉・汚染水対策に関する国内外への情報提供</u></li> <li>○ <u>福島県産品の購入等に関する取組</u></li> </ul> <p><u>② 福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない</u></p> <p><u>当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることに、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。</u></p> <p><u>現在審査頂いている柏崎刈羽6/7号機の安全対策については、一定の進捗をみていますが、今後要する資金の手当てについては、当社において策定し、主務大臣の認定を受けた新々総合特別事業計画でお示した計画に基づき、着実に実行してまいります。</u></p> <p><u>また、今後、追加で安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします。</u></p> <p><u>③ 原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない</u></p> <p><u>当社は、二度と福島第一原子力発電所のような事故を起こさないとの決意の下、原子力事業は安全性確保を大前提とすることを誓います。</u></p> <p><u>私は、安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していたしません。</u></p> <p><u>④ 不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない</u></p> <p><u>福島原子力事故を経験した当社の反省の一つは、知見が十分でない津波に対し、想定を上回る津波が発生する可能性は低いと判断し、津波・浸水対策の強化といったリスク低減の努力を怠ったことです。</u></p> <p><u>この反省を踏まえ、当社は、⑤で述べるように世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、</u></p>	<p>原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><u>謙虚に学んで、リスクを低減する努力を日々継続してまいります。</u></p> <p><u>社長である私は、「安全はこれで十分ということを絶対にはいけない」という最大の教訓を、繰り返し全社員に強く語りかけてまいります。</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>⑤ <u>規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない</u></p> </div> <p><u>当社は、福島原子力事故に対する深い反省から、原子力の安全性向上について、規制に留まらず、さらなる高みを目指すため、WANO、INPO、JANSIをはじめ各国の団体・企業からの学びを大切にし、ベンチマーク等を行い、不断の改善を行ってまいります。</u></p> <p><u>日常の運転・保守の改善や、発電所の脆弱性抽出とその対策実施に対して、PRA（確率論的リスク評価）の活用をはじめ、リスクに向き合い安全性を継続的に向上させるための取組を行ってまいります。</u></p> <p><u>現場では、過酷事故時に対応するためにハード・ソフトの対策を整備し、これをより実効的なものとするため、訓練を繰り返し実施してまいります。</u></p> <p><u>私は、何よりも、発電所のことをよく知る現場からの提案やリスクへの気づきをこれまで以上に大切にし、原子力・立地本部長の下で、現場からの改善提案を積極的に受け入れる「安全向上提案力強化コンペ」などの取組を強化してまいります。</u></p> <p><u>今後も、優れた改善提案には、優先的にリソースを配分し、さらなる改善を実現してまいります。</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>⑥ <u>原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制のもとで柏崎刈羽原子力発電所について再申請すべき</u></p> </div> <p><u>当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることで、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。</u></p> <p><u>私が社長就任時に表明した原子力事業の組織の在り方は、法人格が変わる分社化ではなく、社内カンパニー化であり、私が原子力安全の責任者であることは変わりません。</u></p> <p><u>トップである私の目指す社内カンパニー化は、これまでのような情報共有ミスを防ぐなど、縦割りや閉鎖性を打破し、組織を開くという社内のガバナンス強化が目的であり、炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行いません。</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>⑦ <u>社内の関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない</u></p> </div> <p><u>当社は、福島原子力事故時の炉心溶融の判定基準の有無に関して誤った説明をしていた問題や、柏崎刈羽6/7号機の安全審査対応における問題などの反省から、経営層を含め、各層が日々迅速に情報を共有するとともに、組織横断的な課題などの情報を一元的に共有するための対策を実施してまいります。</u></p> <p><u>また、発電所と本社経営層の距離をなくすためのコミュニケーションの場を増やし、現場と経営トップが同じ情報を基に、安全を議論できるようにしてまいります。例えば、本社の会議の運営を効率化する等により、私をはじめ経営層が現場に足を運び、直接現場を見て、現場の話聞く機会を増やしてまいります。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>	<p>原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成31年3月27日 原規規発第1903276号） （施行期日）</p> <p>第1条 この規定は、平成31年4月4日から施行する。</p> <p>2. 第101条図101については、空間放射性粒子濃度測定装置 No.1 の使用前検査合格日から適用することとし、これ以前の間は別図101-1による。</p> <p>別図101-1</p>  <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和 年 月 日 号） （施行期日）</p> <p>第1条 この規定は、<u>原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に</u>施行する。</p> <p>(省略)</p>	